

# 一般社団法人 中国旅客船協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中国旅客船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旅客航路事業の改善と充実を図ることにより、地域社会の健全な発達に寄与し、かつ、海上交通及び観光の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客航路事業に関する調査研究
- (2) 旅客航路事業に関する啓蒙、指導並びに情報の収集及び頒布
- (3) 旅客航路事業に関する施設の改善
- (4) 旅客航路事業に関し、関係官庁その他の関係機関に対する意見の開陳又は陳情並びにこれらの機関との連絡
- (5) 旅客航路事業に関する保険業務
- (6) 旅客航路事業に関する会員間の連絡調整
- (7) 海上観光の振興
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前各号に掲げる事業を一般社団法人日本旅客船協会及び広島県旅客船協会、岡山県旅客船協会、山口県旅客船協会、島根・鳥取県旅客船

協会（以下「各県旅客船協会」という。）と密接な連携を図りながら推進するものとする。

### 第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、国土交通大臣又は地方運輸局長の許可又は認可を受けた旅客航路事業者であつて、各県旅客船協会に加入しているものとする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同する個人、法人又は団体とする。

4 会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（正会員等の資格の取得）

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を各県旅客船協会の会長を経由して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、前項の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

（任意退会）

第8条 正会員が退会しようとするときは、退会届を各県旅客船協会の会長を経由して会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条2項に定

める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 破産、廃業又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会長は会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は正会員の承諾を得て行う電磁的方法により、開催日の2週間前までに正会員に通知をしなければならない。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権等の行使)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、当該正会員は出席したものとみなす。

2 代理人によってその議決権を行使する場合は、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を、社員総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法

第91条1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会において選任する。理事の選任については、各県旅客船協会の意見を参考にすることができる。

2 監事は、社員総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表するとともにその業務を執行し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、法令又は定款で定めた役員定数を欠くことになるときは、任期

満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員が、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は一般法人法第49条2項の決議による。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては社員総会の決議によって報酬等を支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意機関として、顧問を2人以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 顧問の任期は、第24条第1項の規定を準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(種類および開催)

第30条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事又は監事から、会長に対し理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作



成する。

2 議事録には、出席した議長及び監事が記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金)

第37条 この法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

(資産の構成)

第38条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 基金

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、一般法人法129条の定めるところにより監査報告書を主たる事務所に5年間据え置く。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、一般法人法第49条2項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、一般法人法第49条2項に定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。
- 4 この法人は、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

## 第12章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

- 設立時社員
1. 岡山市中区新築港9番1号  
両備フェリー株式会社
  2. 広島市南区宇品海岸一丁目12番23号  
瀬戸内海汽船株式会社
  3. 広島県尾道市因島土生町1684番地2

土生商船株式会社

4. 山口県大島郡周防大島町大字伊保田 2 2 1 1 番地 3

周防大島松山フェリー株式会社

5. 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四 1 0 番地内 2 .

隠岐汽船株式会社

1 1 番地内 2

(設立時の役員)

第 4 8 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

小嶋光信

仁田一郎

弓場 丞

清水 聖

木下典久

森藤幹二

(2) 設立時代表理事

小嶋光信

(3) 設立時監事

倉田郁士

柏原健二

(最初の事業計画等)

第 4 9 条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 3 9 条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 5 0 条 この法人の設立初年度の事業年度は、第 3 6 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第51条

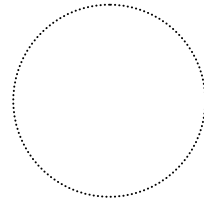
この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人中国旅客船協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年10月20日

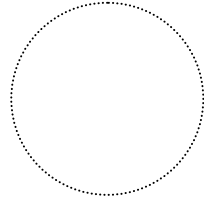
設立時社員 1. 両備フェリー株式会社

代表取締役 小嶋光信



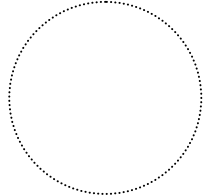
2. 瀬戸内海汽船株式会社

代表取締役 仁田一郎



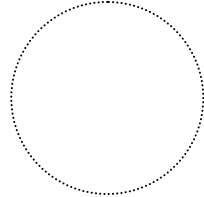
3. 土生商船株式会社

代表取締役 弓場丞



4. 周防大島松山フェリー株式会社

代表取締役 清水聖



5. 隠岐汽船株式会社

代表取締役 木下典久

